

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I： 該当なし

区分 II： 該当なし

区分 III： 該当なし

その他： 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋地下1階空調室入口設置のページング通話器において、送受信器用カールコードに亀裂が認められたため、当該カールコードを交換。	D	
2	1号機	換気空調系非常用ディーゼル発電設備(B)給気処理装置入口扉において、破損(扉内外面の側壁剥がれ)が認められたため、当該扉を補修。	D	
3	2号機	タービン建屋地下1階南側通路設置のページング用スピーカーにおいて、フレキシブル電線管の破損(接続コネクタ外れ)が認められたため、当該コネクタを交換。	D	
4	2号機	原子炉建屋4階南東側設置のページング通話器において、通話チャンネル選択ボタン(CH2)の破損(ボタンケースなし)が認められたため、当該ボタンを交換。	D	
5	2号機	加熱蒸気戻り系タービン建屋ドレントラップ入口弁において、閉操作時「開」状態での固着が認められたため、当該弁を補修。	D	
6	3号機	復水器空気抽出系空気抽出弁(1)開閉試験において、中間開度(90%)で停止する事象が認められたため、当該弁を点検。	D	
7	3号機	残留熱除去系停止時冷却用暖気弁(A)において、ケーブル接続端子台(2箇所)の不良(カバー割れ、カバーなし、カバー押さえビスなし)が認められたため、当該端子台を補修。	D	
8	3号機	原子炉圧力容器フランジ用Oリング(新品交換用)の外観検査において、外側用Oリング(2個の内1個)に傷が認められたため、健全なOリングを使用。	D	
9	3号機	復水浄化系復水止め弁において、弁部品(ハンドルグリップ)の破損(根本から折れている)が認められたため、当該部品を交換。	D	
10	3号機	サービス建屋地下1階温水ボイラー室北東上部のケーブルダクト閉止板(側板)において、固定ボルトの止め箇所不足(7箇所中2箇所固定)が認められたため、当該固定ボルト設置。	D	
11	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)水張り時、淡水水張り弁開操作において弁軸が折損したことから、当該弁を交換。	D	
12	3号機	換気空調補機冷却系主冷凍機(B)油ポンプ起動において、過電流保護リレーの誤作動による油ポンプトリップ事象が認められたため、予備の装置に交換。	D	
13	3号機	原子炉冷却材再循環ポンプ(B)冷却水フローグラス組み立て時、部品の損傷(ガラス割れ)が発生したため、当該部品を交換。	D	
14	4号機	原子炉建屋、タービン建屋及び熱交換器建屋洞道内ケーブルトレイ点検時、トレイ貫通部に処理不良、トレイ蓋止め金具無し、傷、錆他が認められたため、当該箇所を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802